行政不服審査法第４３条第１項第５号の規定により小牧市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法第４３条第１項第５号の規定により小牧市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について、次のとおり定める。

小牧市行政不服審査会

行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４３条第１項第５号の規定により小牧市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求は、固定資産税又は都市計画税の賦課決定処分に係るもので、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該審査請求に係る課税客体について、平成３１年４月１日以後の当該賦課決定処分に係る小牧市市税条例（昭和３０年小牧市条例第１号。以下「市税条例」という。）第５５条第１項に規定する基準年度又は第５５条第２項に規定する第２年度に諮問に応じたことがあること。

(2) 前号の諮問に係る賦課決定処分の日の翌日から当該審査請求に係る賦課決定処分の日までに、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他地方税に関する法令及び市税条例の固定資産税又は都市計画税に係る規定（当該賦課決定処分に係る規定に限る。）が改正されていないこと。

(3) 当該審査請求に係る課税客体の固定資産税の課税標準が、市税条例第５５条第２項本文、第３項本文又は第５項本文に規定するもの（地方税法及び市税条例の規定による固定資産税の課税標準の特例の適用を受けるものにあっては、当該特例の適用後のもの）であり、市税条例第５５条第２項ただし書、第３項ただし書及び第５項ただし書の規定に該当しないこと。

(4) 審査請求人が、当該審査請求に係る課税客体の固定資産税の課税標準について、市税条例第５５条第２項ただし書、第３項ただし書又は第５項ただし書の特別の事情に該当する旨を主張していないこと。

平成３１年３月２６日決定

【資料】

行政不服審査法では、「審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合」は、審査庁は、行政不服審査会に諮問することを要しないと定めています（第４３条第１項第５号）。

これに基づき、小牧市行政不服審査会は、平成２８年４月１日の設置からこれまでの審査を踏まえ、諮問を要しないものについて定めました。

内容は、次のとおりです。

諮問を要しない審査請求は、固定資産税又は都市計画税の賦課決定処分（以下「賦課決定処分」という。）に係る審査請求のうち、次の①から④までの全てに当てはまるものとする。

①審査請求に係る賦課決定処分がされた土地又は建物（以下「課税客体」という。）と同じ課税客体の賦課決定処分に対する審査請求が、固定資産評価額が見直される年度である基準年度（※１）又は第２年度（※２）にされ、平成３１年４月１日以後に小牧市行政不服審査会が諮問に応じたことがあること。

②諮問に応じた課税客体の賦課決定処分の日の後に、地方税法や小牧市市税条例などの固定資産税又は都市計画税についての規定が改正されていないこと。

③課税客体の固定資産税の課税標準が、諮問に応じた年度と同額であり、地目の変更、家屋の改築などの特別の事情が生じていないこと。

④審査請求人から地目の変更、家屋の改築などの特別の事情があるとの主張がないこと。

※１小牧市市税条例において、「昭和３１年度及び昭和３３年度並びに昭和３３年度から起算して３年度又は３の倍数の年度を経過するごとの年度をいう。」と規定されており、平成３０年度は、基準年度となります。

※２小牧市市税条例において、「基準年度の翌年度をいう。」と規定されており、平成３１年度は、第２年度となります。

一度審査したことがあるものと同様の事案について、全ての条件に変更がない場合は、小牧市行政不服審査会としては同じ答申をすることとなりますので、このような審査請求については諮問を要しないこととし、手続きの迅速な終結を図ります。

なお、このことについては、市ホームページで周知するとともに、該当する可能性のある審査請求人に対しては、審査庁から十分説明します。